

ネットワーク・ニュース NO.59

2022年2月16日発行

発行 心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

連絡先 板橋区板橋 2-44-10-203 ヴァンクール板橋 北部労法センター気付

Fax : 03-3961-0212

郵便振替口座 00120-6-561043 加入者名 予防拘禁法を許すな！ネットワーク

Feb. 2022

目次

1 1月全国集会報告	1P
日弁連の強制入院廃止決議	3P
大阪北新地クリニック放火事件	5P
刑法等改悪案	7P
総行動報告	9P
集会案内	11P
事務局より	12P

11・23 医療観察法廃止全国報告の報告

長谷川 唯（立命館大学生存学研究所）

2003年に医療観察法が成立してから、もうすぐ19年が経とうとしている。

わたしたちは、その間に、精神障害者に対するさまざまな差別と偏見に立ち向かってきた。反対に言えば、社会にはまだまだ精神障害者に対する差別と偏見が根強くある。そして、差別と偏見が生んだ「医療観察法」は、廃止に向けた見直しはおろか、精神障害者の人権を奪い続けている。

2021年11月23日の集会では、「コロナがあぶり出した日本の精神医療」をテーマにNHK ディレクターの青山浩平さんを講師に迎え、精神科病院の実態および精神障害者への差別の構造について学んだ。

青山さんからは、取材や番組制作を通してみえた悲惨な精神科病院の実態が、まさに精神障害者が社会から蓋をされ隠されて存在自体がなかったことにされていく様が語られた。

そこでは、もはや精神障害者の人権はない。精神障害者たちは、大部屋に閉じ込められ、コロナにかかっても一般の人と同じように治療を受けることはできない。畳に布団が敷かれ中央にトイレが置かれている大部屋では、仕切りもカーテンも一切ない。別の病院では、感染疑いのある患者を一か所に収容し南京錠をつけて隔離していた。行政は、そのことを見て見ぬ振りし、現在に至っても、いかなる方策が施されたのかが明らかにされていない。まさに、入院していた精神障害者は、閉鎖された空間のなかで外に逃げ出すこともできず、ウィルスに感染させられていくという恐怖の中にいたこと間違いないだろう。

こうした閉鎖的空間に閉じ込めていても、「医療」だから、他に行き場がないから、国も行政も蓋をして見て見ぬ振りができてしまうのだ。それはまさに、「医療」を治安の道具として使い、簡単に人を拘禁してしまえる医療観察法と同じ構造だ。コロナにかかっても一般の人と同じ医療が受けられずに、感染拡大を防ぐために鍵をかけられた部屋に収容する。コロナの状況からあぶり出されたのは、精神障害者を社会から隔離して閉じ込めるという差別の構造であることを、青山さんは指摘した。

医療観察法元対象者、大阪精神医療人権センターの有我譲慶さん、兵庫県精神医療人権センターの吉田明彦さんからの報告は、こうした現状をさらに裏付けるものだった。医療観察法元対象者からの報告では、医療観察法処遇後の社会復帰についてふれられた。医療観察法の成立過程では、再発防止それ自体を目的とするのではなく、「再び同様の行為を防止＝再発防止」を通じた社会復帰を目的とする法案であると議会側から書き換えられた経緯がある。この巧妙な言い回しの違いは、当時の政治情勢と日本的縦割り行政を背景に、それとなく受容されていった部分が否めない。しかし、私たちは、再発防止それ自体を目的としなくても、再発防止≡社会復帰という考え方の下で何一つかわったわけではないと言い続けた。ところが、医療観察法元対象者の話しでは、そもそも社会復帰に結びついておらず、むしろ、社会生活を困難せしめる深刻な打撃さえ与えられたのだという。私たちは、あらためて医療観察法が被害者感情を糧にしたサディズムと国公立病院の経営にしか資しておらず、誰のためにもなっていないのだと痛感した。

それでも、医療観察法は施行20年を迎えて、それなりに進んできてしまっている。共通するのは、「医療」という名のもとに差別が正当化されてしまうことだ。本来、医療は人を縛ったり拘禁したり、人権を奪うものではない。それなのに、精神障害を理由にしてしまえば、それらも治療の一部になってしまう。もちろん、そのことに現場に医療者は自覚的ではある。だが、彼らが報告する精神障害者を取り巻く医療現場の実態は、

「医療」の現場で起こっているがゆえに、私たちが簡単に知ることができない。言い換えれば、医療——精神科病院という場所が精神障害者を社会から隔離して閉じ込める場所として存在し続けているということである。青山さんが指摘した精神障害者に対する差別構造そのものである。こうした差別構造の上に、医療が存在し続ける限りは、精神障害者を取り巻く現状——とりわけ医療の現場において何が起こっているかは、「医療」によって覆い隠され続け、そこにいる精神障害者の存在それ自体がなかったことにされてしまう。差別と偏見によって形作られた医療観察法を廃止するためにも、私たちは精神障害を取り巻く現状に目を向けて、現場の当事者とつながりそこで何が起こっているのかを明らかにしていかなければならない。

日弁連の強制入院廃止決議について

池原毅和（弁護士）

日本弁護士連合会は、2021年10月15日開催の第63回人権擁護大会で「精神障害のある人の尊厳の確立を求める」決議を満場一致で採択しました。この決議は精神障害のある人に対する強制入院がその対象とされた人の尊厳を侵害し、また、その制度の存在が精神障害のある人々に対する差別と排除を再生産し続けることによって精神障害のある人の尊厳を損なうものであるという認識に基づいて、人間の尊厳侵害の元凶である強制入院制度を廃絶すべきことを求めたところに最大の意義があります。

この決議には大きく分けると3つの柱があります。その支柱になるのが強制入院制度の廃絶です。これには1900年の精神病者監護法から120年余りにわたって続けられてきた精神障害のある人々に対する強制入院の被害実態を明らかにして、すでに大幅に手遅れになってしまっている被害の回復のために、せめて生存する被害者とその遺族に対する被害回復の法制度を創設することが含まれています。今回の人権大会のために日弁連では1000人規模の被害実態アンケート調査をしましたが、その結果からも強制入院によるさまざまな被害の実態を垣間見ることができます。強制入院の被害実態を解明し被害回復をすることは、「医療」は善きものであるという純朴すぎる発想や地獄への道は善意で舗装されているというパターンリズム、本人のためという建前で社会を防衛する狡猾な捻転パターンリズムなどを打ち砕き、強制の廃絶とインフォームド・コンセントに基づく平等な医療のあり方の実現への道を実際に進めていく力にもなるはずです。

第二の柱は、さまざまな人々が憩い生活する地域社会でその仲間として人生を享受するために必要な有形・無形の社会資源が潤沢に備えられるようにすることです。これは

「地域移行」と同じことではありません。「地域移行」とは病院から地域への移行ですから、初めに入院ありきの現状追認の政策でしかありません。社会資源の潤沢化はむしろ精神病院やアサイラムの廃絶を志向するものです。したがってまた、この柱は地域の医療化とも対極に位置するものです。脱施設化は物理的な意味での精神科病院を解体することにとどまるものではありませんし、治療の場所を病院から地域に移転させるだけのものでもありません。知的障害のある人たちからピープル・ファースト (People First) という運動が始まりましたが、精神障害は人の全体を規定しているものではなく、そのほんの一部分でしかないはずです。精神障害のある人にとっても地域社会で人生を楽しむことが最初にあるいは最優先にあるべきで、比喩的にいえば精神医療の出番はせいぜい全体の1パーセントにも満たないようなもので、その役割はいろいろある生活インフラの一つにすぎないという位置づけです。社会資源の潤沢化が推進されることで、新規の入院をなくしていき、入院している人を地域に戻していくことも可能になるはずで

第三の柱は、国内人権機関を創設して人権保障のシステムを世界水準に引き上げることです。これは精神医療による人権侵害をなくしていくだけではなく、他の分野も含めて人権保障の水準を高めることまでを目指し、その中に精神医療による人権侵害の問題も包摂する方向性です。精神医療審査会は、その制度ができて35年余りの経験が積まれても、未だにほぼ何の進展もなく人権擁護の役割を果たせていないので、よほどのお人好しか、むしろ、人権擁護の役割を果たさないことを期待する人でなければ、この制度に期待することはできません。日本の制度は未だにモンテスキューの18世紀型の三権分立を墨守していますが、伝統的な司法権に限界があることは20世紀後半には明らかになり、これを補充して拡張するために世界120か国以上で国内人権機関が創設されています。日本の司法は三権の中でも最も保守的で、戦前の治安判事の戦犯責任を問うこともなくそのまま新憲法下の判事とした歴史を持つ国家機関ですから、司法の限界は欧米諸国よりも大きな問題を抱えています。国内人権機関は障害者権利委員会などの国際人権機関とも連携できるので鎖国化した人権後進国日本の人権水準を向上させることも期待でき、障害者権利条約の観点から強制の廃絶をバックアップすることが期待されます。

最後に、この決議を決議だけに終わらせてしまわないために、この決議の実行委員会ロードマップを作成して、遅くとも2035年までには強制入院を廃絶して、精神医療も他の医療と同様のインフォームド・コンセントに基づく医療にし、社会資源の潤沢化が達成され、国内人権機関による人権保障システムが整備されるように段階的に確実に改革を進めていく道筋を示しています。

決議の実現のためには、当事者団体、精神医療福祉関係団体、市民団体、労働組合など多くの人々の議論に基づく法制度政策改革への働きかけが不可欠です。この決議の実現に向けた共闘体制を築いていきましょう。

なお、日弁連決議と大会シンポジウムは下記で閲覧できます。

決議と基調報告書

https://www.nichibenren.or.jp/document/symposium/jinken_taikai.html

シンポジウムアーカイブ

<https://video.ibm.com/playlist/645462>

大阪北新地クリニック放火事件のこと

佐々木信夫（弁護士）

亡谷本容疑者は、2021年12月17日午前10時ころ、大阪市北区の雑居ビル4階にある精神科クリニック内にガソリンをまいて火をつけ、これにより同クリニック内にいた25人が犠牲になった。その犠牲者の中には同クリニックの西沢院長も含まれていた。

朝日新聞の記事によれば、亡谷本容疑者は2017年3月から2021年12月まで同クリニックに112回受診していたとのことだ。これを平均に換算すると約15日に1度の頻度で通院していたことになる。私も医師からは統合失調症であると診断されていて、私は今56歳だから、29歳か30歳の頃の初回強制入院以来、15年以上もクリニックに通っていることになる。私の場合にはだいたい1か月に1度の受診であり、亡谷本容疑者の場合は、私よりも頻回に通院しており、病状としてはより重いのだと思われる。何より彼にとって生活の不自由度が大きいからこそ2週間に1度と頻回に、クリニックに通ったのだろうと推測する。生活に不都合がなければおよそ横着な精神病患者はクリニックなんかに行きたくないと思うものであるし、面倒だから通院しなくなるものだ。こういう点からすると、亡谷本容疑者は生真面目な一面があったのかもしれない。

同じく朝日新聞の記事によれば、彼のスマホの電話帳の登録はゼロだったそうだ。彼には友達はいなかったのだろうか。生活保護も家賃収入があるからということで受給が実現しなかったそうだ。そして、何年も前に奥さんとは離婚しているらしい。離婚後に彼は長男を出刃包丁で刺すなどしたということだ。彼にいったい何が起きたのだろう。彼は元々そういった暴力的な人物だったのだろうか。それとも奥さんと家族との間にな

にか深い葛藤を抱えていたのだろうか。特別の情報源を持たない私としては、彼の人生経歴は謎であるが、彼の魂はどのように彷徨ってきたのだろうか。

私は子供のころから学生時代にかけて友達が多く、自分で言うのも気恥ずかしいが、みんなの人気者で、私もみんなのことが好きであった。私の青春時代の恋人は私に、「あなたはみんなのことが好きだったでしょ。わかるわ。私はそうではなかったけれど。」と言った（こんなことを今更言っていると妻に叱られそうだが。）。

ところが、病気になって会社も辞めさせられ、働き口もなく、一人で家に悶々としていたころには、不思議と友達は一人もできなかった。まあこれは不思議でもなんでもなくて当然と言えば当然だろうが。今も考えると不可解なのが、会社員時代には一人も友人と言える人物ができなかったことだ。その結果、職場では孤立し、苦悩の末にどうしようもなく強制入院に至ったのだ。私は職場で排除されていたのか、それとも私が人間関係構築に失敗しただけなのか、未だにそのことは私の中の謎である。私は会社を辞めて（辞めさせられて）以来、引きこもりの無気力状態であったが、この時代には新しい知り合いも全くできなかったし、私も誰一人好きになれなかった。また誰一人として私に興味や好意を示す者はいなかった。

スマホの件から推察するように、亡谷本容疑者には友達がいなかったようだが、そんなところは私の苦悩の時代に似てると言えなくはない。

最近私は精神科医である内海健さんの『金閣を焼かなければならぬ』という本を読んだ。これは三島由紀夫に関する現実からの離隔という苦悩と、金閣寺放火事件の犯人である林養賢氏の統合失調症前駆期と思われる、世界の圧倒的他者性との間の苦闘を、対比して論じた文学論であり、犯罪論でもある。この本における林氏が金閣寺放火に至る精神的行程の描写と推察は秀逸であるが、同じように亡谷本容疑者の精神的彷徨を文書化するとすればどのようなものになるのだろうか。亡谷本容疑者のしたことは史上まれにみる凶悪犯罪の一つともいえるが、このような谷本容疑者の心の軌跡をたどることに全く意味がないということはできない。かれの精神の遍歴を追うことが彼のしたことを擁護することに等しいというのであれば、およそ犯罪の社会的意義を分析することなど不可能である。私は、亡谷本容疑者の心のありようを一度みなで考えてみる必要があるのではないかと思っている。

この大阪北新地放火事件を機に、日精協の山崎会長は、2022年新年あいさつにおいて保安強化の必要性を声高に謳っている。しかし、北新地の事件は精神障害者が同じ精神障害者を虐殺した事件であり、これは我々精神障害者自身の問題でもある。決して保安強化や精神障害者差別の強化に利用させてはならない。

我々に求められているのは、亡谷本容疑者の精神の軌跡を検証・分析し、我々精神障害者の孤独を解消し、我々の連帯こそがこのような事件を再び惹起させないための最善の方策であり、権力の暴走を食い止める途だということを確認することである。

刑法等改悪案、通常国会提出予定

山中雅子（刑法・少年法改悪に異議あり！緊急アクション）

前号でも書いたが今年通常国会に、刑法等改悪案が出される予定になっている。内容としては法制審答申と同じようなものになるだろう。国際的に非難されている刑務所強制労働の固定化、人格改造の各種矯正教育プログラムの強制性強化、保護観察の増加策、保護観察の遵守事項の各種プログラムの増加、更生保護・更生緊急保護に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助が含まれること」を明確化、等である。再犯防止法と連動し、よい市民に変えるために矯正する、閉じ込めるだけでなく変わることも刑罰とするものだ。

だが、例えば統計的に脅しや被害者の立場の強調が再犯防止には逆効果になっている。アメリカで刑務所人口を減らそうとした社会内処遇（保護観察）拡充は遵守事項違反による受刑者をかえって増やした。なによりも、刑法に触れたからと言って、個人の内面や人間関係や生き方に介入するのはおかしい。犯罪は社会に問題があることによっても起こるし、正当な抗議活動等が政府の考え次第で犯罪とされる場合もある。

法案は別に検討されてきた侮辱罪の重罰化もまとめた案になる予定。インターネットの抽象行為が行き過ぎており刑務所に拘禁することも選択肢に入れるという重罰化だが、労働運動はじめ運動体が行う経営者等権力のある者の批判も個人に対する侮辱罪とされかねず、危険な重罰化である。

刑法緊急アクションは昨年10月より月1回、弁護士会館前でビラ撒き情宣を行っている。弁護士会が反対を打ち出していないので訴えかけようというものだが、通りかかる関係者の方からそれなりの反応はある。

また、11月の龍谷大学の石塚伸一さんと呼んでの集会に続き、1月24日に、今度は獄中経験者の直接的な話を聞こうと学習会を開いた。参加者25名。弁護士会館前で死刑反対で情宣する方と出会った関係の死刑反対の団体の方の参加もあった。講師は獄中者の支援を行うマザーハウスの理事長で獄中計20年の五十嵐弘志さんに頼み「刑務所体験者が語る獄中処遇の問題点—刑法・刑罰制度大改悪を前にして—」と題して語っ

ていただいた。刑務所は刑務官が全て決めてその言うがままに受刑者は過ごす。主体性が持てない。教育的プログラムも自分で受けたいからではなく受けると言われた人が受ける。変われるはずがない。プログラムには意味がない。今回の新自由刑とか刑の中身を変えるときに、政府は受刑者の話は全く聞いていない。また、刑が終われば社会の中に出ていくのだから、そこで生活するためには社会の人との交流が大事。文通とか今は制限がある。Zoom でつないだ面会とかもっと広げてほしい。受刑者の話をよく聞いて、理解して、社会に受け入れてほしい。刑務所で働いた作業報奨金は時給7円から程度。アパートの契約もできない程度のお金しかなく外へ出される。精神疾患の人が薬ももらわず出されたこともある。そういう実感のこもった話だった。講師がマザーハウスのニュースを資料として提供してくれたほか、参考にと労働組合の活動で逮捕・受刑した経験の書かれた機械工業新聞闘争の「獄中闘争の報告」も元受刑者本人が用意し配布してくれた。

刑務所受刑者の中には精神障害を持つ人も多い。5年前の統計では受刑者の15.0%が精神障害者で、人数は2733人にもなる。少年院では22.6%で476人だ。医療観察法に回らずに刑罰を受ける人もそれだけいる。刑務所においては医療はろくに行われぬ。出る時に薬を持たされないこともあり、出たからの医療に繋がらないこともある。逆に措置通報されることもある。お金もわずかな作業報奨金しか持たずに出て、住民票が消されていたりすると生活保護につながるのも苦労する。手帳を得る精神障害でも覚せい剤等が原因の病気だと自分で原因を作っているから障害年金がもらえない。保護観察であると遵守事項に通院や服薬が入ることがあるが、権利としてではなく、通院・服薬しないと刑事施設に戻されることもある義務だ。

医療観察法においては内省プログラムが行われ自殺の原因ともなっていると言われる。今回の刑法改悪においては認知行動療法を用いた矯正プログラムの拡充や刑罰として義務化することが挙げられており、被害者に向き合うことも強制されようとしている。内省プログラム同様の問題が出てくると思う。この一般刑務所の問題にも関心を持ち、共に反対の声を上げてほしい。



衆院憲法審 10 日開催！警察法改悪採決へ！ 戦争・治安・改憲攻防は正念場に突入

(戦争・治安・改憲NO!総行動 石橋新一)

コロナ蔓延防止措置に続いて緊急事態宣言発令が取り沙汰され、労働者民衆の命と生活が脅かされている。米軍・自衛隊・刑務所に続いて精神科病院クラスターも頻発している。しかし通常国会には医療逼迫などに関連する感染症法改正案すら上程されず、極限を超える生活破壊への対処は一切なされていない。6月頃に本格的コロナ対策を出すなどと居直る岸田政権は、無為無策どころか、コロナ対策・困窮対策の司令塔すらなく、オミクロン株蔓延のなか文字通り放置・漂流し続けている。

一方、中国“人権決議”など自らを省みることなく翼賛・排外の度を深める通常国会には、海外派兵拡大の自衛隊法改悪、戦争・治安一体の経済安保関連法、国家警察構築を狙う警察法改悪、刑罰制度を大改変する刑法等全面改悪（侮辱罪は非犯罪化ではなく重罰化！）、民事裁判 IT 化などの民事訴訟法改悪、組織的犯罪処罰法重罰化などの戦争・治安法が上程され、大軍拡予算や改憲案を煮詰める憲法審査会（2月10日、衆院憲法審査会開催！）など、明文改憲—戦争・治安管理国家化が大規模かつ急激に進んでいる。更に岸田政権はいま、紛糾しそうな法案は秋に先送ってでも野党・連合を挙国一致に巻き込み、参院選で勝利して議会内で明文改憲態勢を整えようと腐心している。しかし実質改憲は敵地・先制攻撃力保有や重要土地利用規制法内閣府令、米・日一体の遠征前方基地作戦による沖縄・南西諸島を戦場化する策動など、事態は「自衛隊9条明記」などとの自民党改憲案を遥かに超えてきている。危険なのは、立憲民主党など野党が“中国・朝鮮脅威”論など差別・排外主義に巻き込まれ、共産党が北京五輪ボイコットまで唱えるに至ったことであり、反戦・労働者国際連帯の更なる深化が問われている。

通常国会から先送りされる（かもしれない）治安法は①経済安保法のうち民間人の機密取扱い資格創設（秘密法改悪？）②送還忌避罪創設など入管法改悪、③逃走罪とGPS付保釈創設（刑法改悪）、④金融活動作業部会 FATF 対日勧告（実質不合格）による犯罪収益移転防止法改悪、テロリスト資産凍結法などである。治安法に限れば盗聴法・秘密法・共謀罪・テロ法、サイバー法・デジタル庁法の実働化といえる。これは、現代戦の要になる宇宙・サイバー戦略の日米一体化の深まり、国際行政盗聴網ファイブ・アイズ参加策動など戦争法と密接に関連している。こうした中での明文改憲は今までのような現状追認・正当化に留まらず、次なる段階での戦争・治安管理国家づくりの新たな号砲

になることは明らかである。戦争・治安・改憲が文字通り一体になる状況に突入していることを肝に銘じて反撃する必要がある。

こうした中で、支配に従順な人間改造を行うとする刑務所—市民社会を貫く刑罰制度大改変反対！ 日本版 FBI も CIA もいない！ 軍事・治安融合のサイバー戦争反対！ など力量に余る課題を射程に、反治安法戦線を再創出できるかいなか、攻防の洗い直しがいま問われている。12月24日韓国サンケン争議支援で不当弾圧された尾澤さんが、異様な長期拘留のすえようやく保釈・奪還され、関生支部も加茂生コン弾圧で異例の逆転無罪判決を勝ち取り、レイシスト瀬戸損賠裁判に勝利し、反転攻勢に転じつつある。

“台湾有事”が扇動される危険な状況のなか、沖縄・アジアの民衆と共に、現場の反弾圧の闘いと共に、「戦争・治安・改憲NO!」の声をあげよう！

いま国家警察化を狙う警察法改悪案採決策動が急ピッチで進んでいる。警察庁は国会審議すらさせず制定する構えで、野党も及び腰であり、反撃は急を要する。。私たちは、総行動呼びかけの **2.24 憲法審査会開催反対の国会行動**（10～12時、衆院第2議員会館前、12～14時、**警察法改悪反対院内集会**〔衆院第2議員会館〕）、そして **3.7 全国争議団結集行動**（9～10時、衆院第2議員会館前予定）に、警察庁サイバー局新設反対（警察法改悪）と刑法等改悪反対、侮辱罪・組対法重罰化反対を掲げて闘い抜く。そして破防法・組対法反対共同行動など実行委員会が呼びかける **第9回戦争と治安管理に反対するシンポジウム**（3月21日〔月・祝〕午後13時～19時、南部労政会館）成功で反撃に転じる態勢を創りだす。共に激動の季節を闘いぬきましょう。（2.10）



集会案内

★2月24日(木) 憲法審査会開催反対・改憲阻止等の国会前行動
10-12時 衆議院第2議員会館前
戦争・治安・改憲NO!総行動(ネットワークも参加)

★2月24日(木) 警察法改悪反対!院内集会
12-14時 衆議院第2議員会館
破防法・組対法に反対する共同行動

★3月7日(月) 改憲阻止!警察法・刑法改悪反対の国会行動
9-10時 衆議院第2議員会館前予定
全国争議団結集行動

★3月9日(水) 全都実総会・集会
講演「大麻使用罪創設の議論と刑法改正の問題点」丸山泰弘さん(立正大学)
18時半より 南部労政会館(大崎駅) 500円

★3月21日(月・休) 戦争と治安管理に反対するシンポジウム
全体集会講演「日本帝国はどこへ逝くか?—改憲・戦争そして差別・治安管理」
宮本弘典さん(関東学院大学)
分科会13時半-15時半 全体会16時-18時半
南部労政会館(大崎駅) 500円

★3月24日(木) 憲法審査会開催反対・改憲阻止等の国会前行動
10-12時 衆議院第2議員会館前
戦争・治安・改憲NO!総行動(ネットワークも参加)

*

*

*

☆日本障害フォーラム(JDF)報告会《Part1》

障害者権利条約の対日審査に向けて

～事前質問事項政府回答に関するJDF意見と各地域の取り組み～

日時 2022年3月8日(火)13:00~15:00 オンライン開催(Zoomウェビナー)

参加無料(事前登録制:3/4まで)

手話通訳、要約筆記、点字データ(Base)、テキストデータ(スクリーンリーダー用)あり

<お申込み方法> 締切:3月4日(金)

1. 下記申込用紙(申込必要事項)に記入のうえ、E-mailにてお申込みください。

E-mail: jdf_info@dinf.ne.jp

2. 下記URL(2段を繋げてコピー)からGoogleフォームを使用してお申し込みください。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScHKfa5dFzATdKzx9QHXX1U->

N9Ui_0m7viaLLoINzNbUvgnw/viewform

お申込みいただいた方にはZoomウェビナーのURLをお知らせします。

☆事務局より

◎ニュース発行は印刷代のほかに郵送代がかさみます。生活が厳しい方もたくさんいらっしゃると思いますが、可能な方で支援してくださる方は、表紙の郵便口座に振り込みをお願いします。ネットワーク会費は年間一口500円です。カンパもよろしくおねがいします。

◎メールアドレスをお持ちの方は、財政的に運営が厳しい中、ネットワークニュースのメールでの配信にご協力をお願いします。メール配信に切換えて戴ける方、郵送を止めてもよい方は、nyajira@yf7.so-net.ne.jp 配信担当 宛ご連絡ください。

◎住所変更がありニュースを引き続き購読の方、ニュース不要の方は、ファックス・郵送でご連絡ください。

○ネットワーク定例会議は東京都内で開いています。参加ご希望の方は郵送でお問い合わせください。